

# 居宅介護・重度訪問介護・同行援護重要事項説明書

( 令和 6 年 5 月 1 日 現在 )

## 1 事業者の概要

名称	合同会社 あんじゅ
法人の種別	営利法人
法人の所在地	東京都江戸川区大杉5丁目20番地1号
法人の電話番号	03-6795-9937
代表者氏名	荒井 有美
法人の沿革・特色	ケアあんじゅは、ご利用者の皆様が笑顔で安心して自分らしく過ごせるよう支援を心掛けております。住み慣れた我家で暮らし続けられるようヘルパーが日常生活をお手伝いさせていただきます。
法人が所有する営業所の種類・数	居宅介護支援・重度訪問介護・同行援護・移動支援・訪問介護・介護予防、日常生活支援総合事業

## 2 本事業所の概要

事業所の名称	ケア あんじゅ
事業所の所在地	東京都江戸川区大杉5丁目20番地1号
事業所番号	居宅介護 1312302662 (27年4月1日指定)
事業所が行っている他障害福祉サービス	重度訪問介護 1312302662 (27年4月1日指定) 同行援護 1312302662 (30年6月1日指定)
営業日、営業時間	9時から18時(ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く)
サービス提供日、時間	月曜日から金曜日
サービス提供地域	江戸川区、葛飾区
事業の目的及び運営方針	良質なサービスを提供できるよう、利用者の人権や自己決定を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを適切に提供する。
自己評価の実施状況	定期的に行っている
第三者評価の実施状況	していない
職員への研修の実施状況	年3回から4回有り

## 3 事業所の職員体制 (令和5年1月現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	2		2	介護福祉士
ヘルパー	2	7	9	介護福祉士・訪問介護員2級・初任者研修
事務員		0	0	

#### 4 主たる対象者（該当する障害種別を記入）

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）・精神障害者
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）
同行援護	視覚障害を有する身体障害者・視覚障害を有する障害児（身体に障害のある児童のみ）

#### 5 提供するサービス

##### （1）サービスの内容

サービス区分と種類		サービスの内容
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助	通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。	
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。	
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。</li> <li>・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。</li> <li>・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。</li> </ul>	
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

(2) ヘルパーの禁止行為

- ①利用者に対する暴力等の虐待行為
- ②身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）
- ③利用者の同居家族に対するサービス
- ④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）
- ⑤居宅介護・重度訪問介護・同行援護（身体介護、家事援助）における外出や単なる見守りのサービス

6 利用料金

① 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がある場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。

基本サービス単位数表 日中時間帯（午前8時～午後6時までの間）

・下記表の利用料（サービスに要した費用）は、本事業所の所在地（1級地）の1単位単価（11.2円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています。（1円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。）

障害者の利用者負担

所得区分		世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護		生活保護受給世帯	0円
低所得1		市町村民税非課税世帯であって障がい者本人の収入が年収80万円（障がい基礎年金2級相当額）以下の方	0円
低所得2		低所得1以外の市町村民税非課税世帯の方	0円
一般	所得割 16万円未満	市町村民税課税世帯	9,300円
	所得割 16万円以上		37,200円

■障害児の利用者負担

生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	所得割28万円未満	4,600円

利用料金の目安は、次表のとおりです。【料金例】

・ 2人の従業者により居宅介護を行う場合は、2人の従業者について区市町村が認める場合（①身体的理由②暴力行為等③その他利用者の状況から①、②に準ずると認められる場合のいずれかに該当する場合）で、利用者から同意を得ている場合になります。各ヘルパーの所定単位数で算定します。上記以外で、利用者が希望する場合は、利用者から介護給付費相当の額をいただきます。

サービス種類	時間	利用料	自己負担額
身体介護 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	30分未満	2,867円	287円
	30分以上1時間未満	4,524円	453円
	1時間以上1時間30分未満	6,574円	658円
	1時間30分以上2時間未満	7,492円	750円
生活援助	1時間未満	2,206円	221円
	1時間以上1時間30分未満	3,080円	308円
	1時間30分以上2時間未満	3,483円	349円
通院介助 (身体介護無)	30分未満	1,187円	119円
	30分以上1時間未満	2,206円	221円
	1時間以上1時間30分未満	3,080円	308円
	1時間30分以上2時間未満	3,864円	387円
重度訪問介護			
同行援護	30分未満	2,139円	214円
	30分以上1時間未満	3,382円	339円
	1時間以上1時間30分未満	4,883円	489円
	1時間30分以上2時間未満	5,611円	562円

② 加算単位数

下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

- 夜間早朝時間帯加算 夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）の場合 ①の単位の25%増
- 深夜時間帯加算 22時～6時の場合は、①の単位の50%増
- 緊急時対応加算 1回につき100単位  
居宅介護・重度訪問介護・同行援護計画に位置づけられていない居宅介護・重度訪問介護・同行援護を利用者の要請を受けて、24時間以内に行った場合に算定します。

○ 初回加算 200単位/月

新規に居宅介護・重度訪問介護・同行援護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回の属する月にサービス提供責任者がサービスを提供した場合、又は従業者のサービスに同行した場合に算定します。

○ 福祉専門職員等連携加算

サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応する為、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合 90 日間に 3 回を限度として算定できる。

○ 利用者負担上限額管理加算 150単位/月

・利用者の負担額合計額の管理を行った場合に算定します。

○ 処遇改善加算Ⅲ 総単位数×サービス別加算率

(居宅介護・同行援護 (11,1%)) (重度訪問介護 (8,1%))

(ベースアップ等支援加算 (4,5%)) (そのうち 90%が公費・10%が利用者負担)

事業者は、区市町村から法定代理受領により、居宅介護・重度訪問介護・同行援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額をお知らせいたします。

法定代理受領を行わない居宅介護・重度訪問介護・同行援護に係る費用の支払を受けた場合は、サービス証明書を利用者に交付します。

(2) その他、サービスに係る費用について

①交通費

「サービス提供地域」として定める江戸川区、葛飾区におけるサービス利用については、交通費が無料となります。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

②記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

③通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費

利用者の実費負担となります。

(3) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

#### (4) 支払方法

料金の支払い方法は、毎月月末締めとし、翌々月中旬頃に請求書をお渡しいたしますので、27日に現金又は口座引き落としいずれかの方法によりお支払いください（27日が祭日、土日の場合は翌営業日になります）

### 7 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

- ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、速やかに居宅介護・重度訪問介護・同行援護計画を作成して、居宅介護・重度訪問介護・同行援護計画に基づきサービスの提供を開始します。
- ③ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

#### (2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、事業者は文書で通知することにより直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

#### (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②居宅介護・重度訪問介護・同行援護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③利用者が亡くなった場合

8 当事業者のサービス利用に際し留意していただきたい事項

サービスの開始	お申込みより 10 日後になります
---------	-------------------

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じ下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10 この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	荒井 有美 ・ 丹治 由喜子
電話番号	03-6795-9937
受付時間	9時～18時

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

迅速な対応ができるよう心掛けております。

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	江戸川区福祉部障害者福祉課庶務係
電話番号	03-5662-0054
受付時間	月～金曜日 8時30分～17時

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金曜日 9時～17時

## 1 1 虐待の防止について

本事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	丹 治 由 喜 子
-------------	-----------

②成年後見制度の利用を支援します。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 1 2 身体拘束について

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

身体拘束を行う場合には、その様体及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない利用を記録します。

## 1 3 ハラスメントについて

事業者は、当該事業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けられるようハラスメント防止のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

1 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として許容しません。

① 身体的な力を使って危険を及ぼす（及ばされそうになった）行為。

② 個人の尊厳や人格を言動によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

上記は、当該従事者、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

令和 年 月 日

居宅介護・重度訪問介護・同行援護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 東京都江戸川区大杉5丁目20番地1号

(事業者名) 合同会社 あんじゅ

印

(代表者) 荒井 有美

(事業所名) ケア あんじゅ

(説明者) \_\_\_\_\_

印

私は本書面により、これからサービスを受ける居宅介護・重度訪問介護・同行援護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

代理人又は立会人等

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

(代筆理由) \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_

## 居宅介護・重度訪問介護・同行援護契約書

様（以下、「利用者」といいます。）が合同会社 あんじゅ（以下、「事業者」といいます。）の提供する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスを受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者総合支援法令の趣旨にしたがってサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。

### 第3条（居宅介護・重度訪問介護・同行援護計画）

- 1 サービス提供責任者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたうえで、居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスの目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ居宅介護・重度訪問介護・同行援護計画を速やかに作成します。
- 2 居宅介護・重度訪問介護・同行援護計画については必要に応じて見直します。
- 3 居宅介護・重度訪問介護・同行援護計画の作成及び変更の際には、その内容を利用者及び家族に説明します。

### 第4条（居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスの内容）

- 1 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、第3条に定めた居宅介護・重度訪問介護計画に沿って、居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの内容は、「契約書別紙」のとおりです。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 居宅介護・重度訪問介護・同行援護計画が利用者との合意をもって変更されて、もしくは介護給付費の支給決定内容が変更されて、事業者が提供するサービスの内容が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の「契約書別紙」を作成し、それをもって居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスの内容とします。

#### 第5条（介護給付費支給申請に係る援助）

事業者は、利用者が介護給付費支給期間終了に伴う介護給付費支給申請を円滑行えるよう、利用者を援助します。

#### 第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、居宅介護・重度訪問介護・同行援護の提供に関する諸記録を作成し、契約期間終了後5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する2項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。※複写にかかる費用は自己負担となります（1枚につき10円）

#### 第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 料金の支払い方法は、毎月月末締めとし、翌々月中旬頃に請求書をお渡しいたします。27日に現金又は口座引き落としのいずれかの方法によりお支払いください（27日が祭日、土日の場合は翌営業日になります）
- 3 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に領収証を発行いたします。
- 4 利用者は、従業者が居宅においてサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

#### 第8条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

#### 第9条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の相談・苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

## 第10条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 4 事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
  - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合。
- 5 利用者の居宅介護・重度訪問介護・同行援護についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応することができることとします。
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が施設に入所した場合
  - ② 利用者が死亡した場合

## 第11条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。
- 3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者に説明し、同意を得ます。

#### 第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第13条（緊急時の対処）

事業者は、現に居宅介護・重度訪問介護・同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

#### 第14条（身分証携行義務）

従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

#### 第15条（連携）

- 1 事業者は、居宅介護・重度訪問介護・同行援護の提供に当たっては、他の指定居宅介護事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、居宅介護・重度訪問介護・同行援護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地为管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。



## 居宅介護・重度訪問介護・同行援護契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者個別の事項を定めます。

曜日	時間帯	内容	

- 1 提供するサービスの内容
- 2 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額（別添表）の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

あなたの月額負担上限額は、区市町村が定めた月額                      円です。

但し、他の事業者からも指定障害福祉サービスの提供を受け、利用者負担額の合計が月額負担上限額を超過する場合は、利用者が依頼した利用者負担上限管理事業者が算定し、当該事業者利用者負担額をお支払いただきます。

(2) その他、サービスに係る費用について

① 交通費

「サービス提供地域」として定める江戸川区・葛飾区におけるサービス利用については、交通費が無料となります。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

② 記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

③ 通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費

利用者の実費負担となります。

④ キャンセル規定

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です

- ・ ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合→無料
- ・ ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合→1000円
- ・ ご利用の12時間前までにご連絡いただかなかった場合→1500円

※ ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は考慮する。

事業者

(事業者名) 合同会社 あんじゅ

(住所) 江戸川区大杉5丁目20番地1号

(代表者名) 代表社員 荒井 有美 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

代理人又は立会人等

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

(代筆理由) \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_

## 利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1 使用する目的

事業者が、障害者総合支援制度に関する法令に基づき私に行うサービスを円滑に実施するため、担当者会議において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

#### 2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

#### 3 個人情報の内容(例示)

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
  - ・その他の情報
- ※ 「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

指定障害福祉サービス事業者名

合同会社 あんじゅ 代表社員 荒井 有美

利用者

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

代理人又は立会人

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

(代筆理由) \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_

利用者家族代表

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印 (続柄) \_\_\_\_\_